

## 浪江町の避難指示解除後の復興・再生に向けて

浪江町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示の解除が決定したことを受け、今後の復興・再生に向け、以下の通り、国、福島県（以下、県）及び浪江町（以下、町）において確認を行うものとする。

1. 国は、原子力政策を主体的に推進してきた責任の下、避難指示が解除された後においても、政府一丸となって、町の復興・再生に向け責任をもって取り組んでいく。
2. 避難指示解除後の町民の状況を十分に踏まえ、町民が支障なく生活できるよう必要な各種支援、さらには平成29年2月11日付「避難指示解除に向けた必要施策に関する要望書（平成29年1月12日）への回答」及び「浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組み」について、国、県は、町の要請を踏まえつつ着実かつ誠実に取組み、町が震災前と同様の姿を取り戻すことができるよう、全力を尽くす。そのために、国、県は、各種支援や事業の状況に応じ、財政面、実施体制面で最大限の支援を行う。
3. 避難指示解除後の国、県の取組を確認するため、国、県は町との協議の場を設け、継続的に実施する。本協議の場において、各取組の進行状況や町が行財政運営に与える影響等への検証を行い、国、県の施策立案に反映していく。

平成29年3月3日

原子力災害現地対策本部長

福島県知事

浪江町長